

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約 に係る入札説明書

(内 訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 競争入札参加資格申請の手引

850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県総務部スマート県庁推進課

電話番号 095-895-2233

FAX 095-895-2556

入札説明書

長崎県総務部スマート県庁推進課

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 名称

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約

(2) 利用期間

令和7年10月1日～令和12年9月30日（60か月）

(3) 仕様

「令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約 要求仕様書」のとおり

ア 提供する電気通信役務が要求する仕様を満足していることを証する「機能証明書」を令和7年5月20日（火）午後5時までに、2の(3)の部局に提出して下さい。なお、提出した書類について、説明を求められたときには、これに応じて下さい。

イ 前項で提出された証明書について問題があれば、電子メール等で回答します。

ウ 要求する仕様を満足していない場合等には、入札実施公告13の（1）に該当するものとします。

(4) 回線引込場所及び納品場所

回線引込場所：別途県が指示する。

SIM納品場所：長崎県総務部スマート県庁推進課情報基盤班

(5) 入札書の提出期限等

（受領期限）令和7年5月29日（木） 午後5時00分

（提出場所）2の(3)に掲げる部局

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）により、受領期限内必着のこと。

(6) 開札の期日及び場所

（期日）令和7年5月30日（金） 午前10時00分 開始

（場所）長崎県庁 行政棟4階401会議室（長崎県長崎市尾上町3番1号）

※開札当日が悪天候（台風、大雨等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(3)の部局に確認して下さい。

(7) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、必ず質問書（様式第8号）により、電子メールまたはFAXのいずれかにて提出して下さい。電話による問い合わせは受け付けません。

送信後、質問書を送信した旨を2の(3)の部局まで電話連絡願います。

なお、回答は下記の日程により、長崎県スマート県庁推進課ホームページにて行います。

回数	質問受付期限	回答日
1回目	令和7年5月2日（金）	令和7年5月9日（金）

2回目	令和7年5月13日（火）	令和7年5月16日（金）
-----	--------------	--------------

e-mail：s01290cアットマークma.pref.nagasaki.jp（アットマークを「@」に変更すること）

FAX：095-895-2556（長崎県総務部スマート県庁推進課）

長崎県スマート県庁推進課ホームページ <https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

(8) 入札書（様式第9号）の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載して下さい。

ウ 入札書に記載する金額は、「令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約 要求仕様書」に応じた回線サービスを、要求仕様書 2（1）に示す期間において利用した場合の総額として下さい。以下の内容を含む回線サービス利用に係る全ての費用が対象になります。

- ・ 閉域アクセス回線の使用料（60か月分）
- ・ 閉域SIM使用料（60か月分）
- ※ シェア容量は8.3TB以上（1枚当たり3GB目安）
- ※ 総シェア容量が確保できれば、SIM1枚当たりの容量が3GBである必要はなく、複数の容量の組み合わせにより総容量を確保しようとする場合は、その単価を提示すること。
- ・ 庁内ネットワークとの接続回線開通に伴う設計・工事費用
- ・ ユニバーサル料等、閉域SIM使用する際に発生する費用の全て

なお、この調達契約は、落札者の料金体系に応じた単価契約とするため、入札書と合わせて、入札書記載金額の算出根拠が確認できる内訳書（費用項目毎等の内訳がわかるもの）と料金体系表を添付して下さい。

エ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。

オ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

カ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められません。

キ 再度の入札において、入札者が代理人である場合は、委任状（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。）を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要です。

ク 入札執行回数は、3回を限度とします。

【注意事項】

○郵送の場合

①入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

②入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に、入札者の商号又は名称、入札物品名を記載すること。

③入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ

届出済の印影があるものに限る。)を訂正個所に押印すること。

④入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先(電話番号、FAX番号)を記載すること。

○再度入札の場合

①入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札物品名を記載し提出すること。

②入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑(代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑)を訂正個所に押印すること。入札書の押印を省略する場合は、開札時に本人確認を行うため、本人であることを証明できる書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)を提示すること。

③入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(9) 入札保証金

ア 見積もった入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和7年5月27日(火)午後5時までに納付して下さい(落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。)

イ 次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金を免除します。

- ・ 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。

a 3,000万円以上

b 1,000万円以上3,000万円未満

c 1,000万円未満

- ・ 入札保証金の免除手続き書類(様式第11号等)は、令和7年5月23日(金)午後5時までに必要書類を2の(3)の部局に提出して下さい。審査等が必要ですので早めをお願いします。

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

- (i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を令和7年5月16日(金)午後5時までに、2の(3)の部局に電子メールにて提出して下さい

い。

- ・宛名（長崎県知事）
- ・作成日
- ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名
- ・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載して下さい。）
- ・件名 令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約の入札保証金

(ii) 申出書を受け取り次第、納付書を発行しますので、最寄りの金融機関において納付して下さい。

(iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年5月27日（火）午後5時までに2の(3)の部局に提出して下さい。（ファックス、郵送可。期限内必着）

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとして下さい。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注意願います。入札保証金が50千円の場合は、909,091円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。

(10) 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

イ 契約単価に契約時点における対象拠点数を乗じた金額の総額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付して下さい。

ウ 次の場合で事前に県の承認を受けたときは契約保証金の納付が免除されます。

- ・県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）を次の3段階に区分し判断すること。
 - a 3,000万円以上
 - b 1,000万円以上3,000万円未満
 - c 1,000万円未満

エ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(11) 入札の無効

入札実施公告「13 入札の無効」によります。

(12) 開札及び落札者の決定方法

- ・予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とします。

- ・落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定ですのでご出席願います。
- ・入札回数は3回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等は出来ないので3回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので見積額の準備もお願いします。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

(13) 契約書の作成等

- ・この調達契約は、落札者の料金体系に応じた単価契約とします。
- ・落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出してください。
- ・この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けます。
- ・この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する場合があります。この場合、調達の手続きが停止される場合があります。
- ・その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(14) 競争入札の参加資格

入札実施公告「2 入札参加資格」によります。

2 その他

- (1) 関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止となる場合があります。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めて下さい。
- (3) 当該調達契約事務に関する担当部局
名称：長崎県総務部スマート県庁推進課（情報基盤班）
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
電話：（直通）095-895-2233
ファックス：095-895-2556
電子メール：s01290c アットマーク ma.pref.nagasaki.jp（アットマークを「@」に変更すること）
- (4) 入札参加資格を得るための申請方法等
 - ・この入札に参加するためには、競争入札の参加者の資格等（令和7年長崎県告示第〇〇号）に示した競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、上記2の(3)に掲げる部局へ提出して下さい。
 - ・申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和7年5月16日（金）までの間（県の休日を除

く。)の午前9時から午後5時までです。